

八十二長野外為ネットサービス(法人向)利用規定

第1条 八十二長野外為ネットサービス(法人向)

1. 定義

「八十二長野外為ネットサービス(法人向)」(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)がパーソナルコンピューター等の端末機(以下「使用端末機」といいます。)よりインターネットを經由して弊行に対して本サービスにかかる次の取引の依頼を行い、弊行がこれに対応するサービスの提供を行うことをいいます。

- (1) 仕向送金
- (2) 輸入信用状
- (3) 外貨預金
- (4) 被仕向送金
- (5) 為替予約
- (6) その他弊行が定めるサービス

2. 使用できる機器等

本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、弊行所定のものに限ります。なお、インターネットに接続できる環境を有しない方は利用できません。

3. 取扱日および利用時間帯

本サービスの取扱日および利用時間帯は、弊行所定の日および時間帯とします。

4. 取引日付

契約者は、弊行所定の期間内で弊行所定の日付を取引日として指定することができます。

5. 本サービスのマスターユーザー、管理者ユーザーおよび一般ユーザー

- (1) 契約者による本サービス管理の責任を負う者を「マスターユーザー」といいます。マスターユーザーは八十二長野「法人向インターネットバンキング」ネットEBの管理者が兼務します(マスターユーザーを複数指定することは出来ません)。
- (2) 契約者は、マスターユーザーの利用権限を一定の範囲で代行する者(以下本条第7項及び第8項に定める利用権限に従って、「管理者ユーザー」、「一般ユーザー」といいます。)を、弊行所定の手続きにより、弊行所定の数まで登録することができます。
- (3) 契約者は、マスターユーザーに関する登録内容の変更について、弊行所定の方法で直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、この場合弊行は、弊行内で変更手続き

が完了するまでの間、マスターユーザーに関する登録内容に変更がないものとみなします。万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、弊行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、弊行は責任を負いません。

6. マスターユーザーが行う取引

マスターユーザーは使用端末機から、管理者ユーザー、一般ユーザーの登録・権限付与および変更、初期承認パスワードの設定等の管理業務（以下「管理業務」といいます。）を行うことが出来る他、各種取引データの作成・承認を行うことが出来ます。契約者は契約者本人の責任においてマスターユーザーに本規定を遵守させることとします。なお、管理業務に関する責任は契約者が負うこととします。

7. 管理者ユーザーが行う取引

管理者ユーザーは、各種取引データの作成、一般ユーザーが行った各種取引の承認を行うことができます。なお、契約者は契約者本人の責任において管理者ユーザーに本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。

8. 一般ユーザーが行う取引

一般ユーザーは、各種取引の申込みに必要なデータ入力を行うことができます。なお、契約者は契約者本人の責任において一般ユーザーに本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。

第2条 利用申込者

1. 利用資格

本サービスの利用を申し込むこと（以下「利用申込み」といいます。）ができるのは、次の各号すべてに該当する方とします。

- (1) 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方
- (2) インターネットを利用可能な環境にある方で、八十二長野「法人向インターネットバンキング」ネットEBの契約を締結されている方
- (3) 本規定の適用に同意した方
- (4) 弊行本支店に本サービスにかかる月間基本料、各種代り金および第1条第1項に定める各取引の手数料の引落しができる円建普通預金口座または円建当座預金口座をお持ちの方

2. 利用申込みの不承諾

利用資格に該当する利用申込みであっても、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合、または弊行が利用を不適当と判断した場合には弊行は利用申込みに承諾しないことがあります。なお、弊行が利用申込に承諾しない場合、弊行はその理由を通知いたしません。この場合、利用申込み者はこの不承諾につき異議を述べないものとします。

第3条 利用申込み

1. 本サービスは八十二長野「法人向インターネットバンキング」ネットEBを利用して、本サービス専用のシステムに接続いただくため、利用申込みに際しては八十二長野「法人向インターネットバンキング」ネットEBの契約が前提となります。
2. 本サービスの利用には、本規定の内容を十分理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続きを行うものとします。

第4条 リスクの承諾

1. 弊行は、本規定、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび弊行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。
2. 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、弊行のリスク対策の内容を全て理解したうえで利用申込みを行うものとします。

第5条 代表口座

1. 契約者は、あらかじめ弊行所定の申込書により、弊行本支店における契約者名義の口座を代表口座として登録するものとします。
2. 代表口座は本サービスにかかる各種取引の決済口座（振替口座）のほか、手数料の引落口座を兼ねるものとします。
3. 代表口座として指定できる預金種類は、円建普通預金口座または円建当座預金口座とします。弊行は代表口座として登録できる口座の預金種類を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第6条 取引指定口座

1. 契約者は、あらかじめ弊行所定の申込書により取引指定口座を本サービスの各種取引の決済口座（振替口座）として申し込むことが出来ます。取引指定口座として申し込むことができるのは弊行本支店における契約者名義の口座とします。
2. 取引指定口座として登録できる口座数および預金種類は、弊行所定の口座数および預金種類とします。
3. 弊行は、取引指定口座として登録できる口座数および預金種類を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第7条 本人確認

1. 八十二長野「法人向インターネットバンキング」ネットEBへのログオン時に、使用端末機から送信された各種パスワードの一致を確認すること等により本人確認

を行いません（詳細は八十二長野「法人向インターネットバンキング」ネット EB 利用規定による）。

第8条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、弊行の指定する方法により正確に弊行に伝達することで行うものとします。

2. 取引依頼の確定

契約者は、依頼内容を弊行の指定する方法で弊行へ伝達してください。弊行がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、弊行が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了の確認は使用端末機から、弊行所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。

3. 取引依頼の効力

契約者が本サービスにより弊行へ送信した電磁的記録による依頼は、弊行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。

第9条 電子メール

1. 契約者は、マスターユーザー、管理者ユーザーおよび一般ユーザーの電子メールアドレスを、弊行所定の手続きにより登録するものとします。

2. 弊行は、契約者が取引依頼を行った場合の受付結果や、その他の告知事項を権限付与された登録アドレスあてに電子メールで送信します。弊行が電子メールを登録アドレスあてに送信した場合は、通信障害その他の理由による未着、遅延が発生した場合にも、通常到達すべき時に到着したものとみなし、これに起因して契約者に損害が発生しても、弊行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、弊行は責任を負いません。

3. マスターユーザー、管理者ユーザーおよび一般ユーザーの電子メールアドレスを変更する場合には、弊行所定の手続きにより登録を変更するものとします。

4. 契約者は、弊行から配信する情報の内容を無断転送、または流用することはできないものとします。

5. 契約者は、弊行が必要と認めた場合には本サービスに使用する電子メールアドレスを変更することに同意するものとします。

6. 契約者が弊行所定の手続きにより登録したマスターユーザー、管理者ユーザーおよび一般ユーザーの電子メールアドレスが、マスターユーザー、管理者ユーザーおよび一般ユーザーの責めにより、マスターユーザー、管理者ユーザーまたは一般ユーザー以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、弊行は責任を負いません。

第10条 仕向送金サービス

1. 仕向送金サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者が指定する代表口座または取引指定口座（以下、送金支払指定口座という）から送金資金を引き落とし、仕向送金の依頼を行うサービスです。
2. 仕向送金は本規定第8条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、弊行が弊行所定の時限に送金資金を引落した時点で成立するものとします。
3. 送金支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、外貨普通預金規定、外貨預金約定書にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、弊行所定の方法により取扱うものとします。
4. 次の各号に該当する場合、仕向送金サービスによる送金のお取扱いができません。
なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は弊行から契約者へのお取扱いができない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - （1） 弊行所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が送金支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、送金支払指定口座からの引落しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引落しの総額が送金支払指定口座より引落すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは弊行の任意とします。なお、いったん送金資金決済が不能となった送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。
 - （2） 送金支払指定口座が解約済のとき。
 - （3） 契約者から送金支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき弊行が所定の手続きを行ったとき。
 - （4） 差押等やむを得ない事情があり弊行が支払いを不相当と認めたとき。
 - （5） 仕向送金サービスによる依頼が弊行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - （6） 仕向送金が外国為替関連法規に違反するとき。
5. 仕向送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。
 - （1） 送金通貨と送金支払指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における弊行所定の外国為替相場を適用します。
 - （2） 前号にかかわらず、契約者があらかじめ弊行との間で為替予約を締結している場合において、仕向送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
6. 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必

要がある場合、弊行所定の期間内に、弊行宛に当該書類等を提出するものとします。

7. 人民元建資金決済には、中華人民共和国(以下「中国」といいます) 当局の規制等のため、他の通貨建の取引と異なる点があります。人民元建の送金の依頼にあたり、契約者は次の各号に同意するものとします。

- (1) 各種規制や市場環境の変化により、送金指定日に取引できない場合があること、送金した資金の入金遅延や返却、追加の手数料が差し引かれる可能性があること。
- (2) 受取人が送金資金を受取ることができることを弊行が約束するものではないこと。
- (3) 受取人が口座を保有している支店の CNAPS 番号(中国の金融機関の支店ごとに割り当てられた番号)がない場合は、入金遅延や追加の手数料が差し引かれる可能性があること。
- (4) 取引の内容によっては、事前に契約者による中国当局への個別確認を要する場合があること。
- (5) 契約者は、弊行が送金目的を確認できる書類等を必要とする場合、弊行所定期間内に、当該書類等を提出すること。

8. 契約者は弊行に仕向送金を依頼するにあたり、別途「外国送金取引規定」を十分理解したうえで、これに従うものとします。

9. 依頼内容の取消・変更・組戻し

- (1) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の取消または変更は原則としてできないものとします。ただし、取組指定日の前営業日弊行所定の時限までに、弊行所定の方法により弊行に取消または変更の依頼があり、弊行がやむをえないものと認めた場合には、弊行単独の裁量により、取消または変更を承諾することもあります。その場合には、弊行は契約者から弊行所定の依頼書の提出を受け、その手続きを行うものとします。
- (2) 依頼内容が成立したのち、依頼内容の組戻しを行う場合、弊行は契約者から弊行所定の依頼書の提出を受け、弊行所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、仕向送金手数料相当額は返却しません。

10. 契約者は外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、弊行所定の期間内に、弊行宛に当該書類等を提出するものとします。

第 11 条 輸入信用状サービス

1. 輸入信用状サービスとは、利用者が使用端末機から行った信用状の開設および変

更申込を受け付けるサービスです。

2. 依頼内容は本規定第 8 条第 2 項により弊行が受信した時点で確定し、弊行所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
3. 輸入信用状サービスによる信用状開設依頼書等は、国際商業会議所制定の最新の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に準ずるものとします。また本規定に定めのない事項については、契約者が弊行あてに別途差入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
4. 次の各号に該当する場合、輸入信用状サービスによる信用状のお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は弊行から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 弊行所定の手続きの結果、与信判断等弊行独自の判断により開設を行わないと決定したとき。
 - (2) 契約者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき弊行が所定の手続きを行ったとき。
 - (3) 輸入信用状サービスによる依頼が弊行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - (4) 輸入取引が外国為替関連法規に違反するとき。
5. 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、弊行所定の期間内に弊行宛に当該書類等を提出するものとします。
6. 依頼内容の取消・変更
 - (1) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の取消または変更は原則としてできないものとします。ただし、取組指定日の前営業日弊行所定の時限までに、弊行所定の方法により弊行に取消または変更の依頼があり、弊行がやむをえないものと認めた場合には、弊行単独の裁量により、取消または変更を承諾することもあります。その場合には、弊行は契約者から弊行所定の依頼書の提出を受け、弊行所定の手数料等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、信用状開設・変更にかかる手数料相当額は返却しません。
7. 契約者は外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、弊行所定の期間内に、弊行宛に当該書類等を提出するものとします。

第 12 条 外貨預金サービス

1. 外貨預金サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者が指定する契約者名義の支払指定口座(普通預金・当座預金または外貨普通・外貨当座預

金)から契約者が指定する契約者名義の入金指定口座(普通預金・当座預金または外貨普通・外貨当座預金)へ、即ち円預金口座と外貨預金口座間で資金を振り替えるサービスです。

2. 本サービスは、本規定第 8 条第 2 項による取引依頼により依頼内容が確定し、弊行が弊行所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
3. 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定、外貨普通預金規定、外貨預金約定書にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、弊行所定の方法により取扱うものとします。
4. 次の各号に該当する場合、外貨預金振替のお取扱いができません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は弊行から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 弊行所定の時間に振替依頼金額が支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。
なお、いったん振替処理が不能となった依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振替処理は行われません。
 - (2) 支払指定口座が解約済のとき。
 - (3) 契約者から支払指定口座の支払い停止の届出があり、それに基づき弊行が所定の手続きを行ったとき。
 - (4) 差押等やむを得ない事情があり弊行が支払いを不相当と認めたとき。
 - (5) 本サービスによる依頼が弊行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
5. 外貨預金振替サービスに適用される為替相場は次のとおりとします。
 - (1) 直物相場による取引の場合は、振替日における弊行所定の外国為替相場を適用します。
 - (2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ弊行との間で為替予約を締結している場合において、外貨預金振替依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
6. 依頼内容の取消・変更
 - (1) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の取消または変更は原則としてできないものとします。ただし、振替指定日の前営業日弊行所定の時限までに、弊行所定の方法により弊行に取消または変更の依頼があり、弊行がやむをえないものと認めた場合には、弊行単独の裁量により、取消または変更を承諾することもあります。その場合には、弊行は契約者から弊行所定の依頼書の提出を受け、弊行所定の手数料等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。

第 13 条 被仕向送金サービス

1. 被仕向送金サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者名義の口座へ被仕向送金資金を入金するサービスです。
2. 入金依頼は本規定第 8 条第 2 項により弊行が受信した時点で確定し、弊行所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
3. 次の各号に該当する場合、被仕向送金のお取扱いができません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は弊行から契約者へのお取扱いができない旨の連絡、及びお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 被仕向送金にかかる手数料を入金指定日に契約者名義の口座から引落す場合で、手数料金額が当該口座の支払可能残高を超えるとき。
 - (2) 入金指定口座が解約済のとき。
 - (3) 契約者から入金指定口座の入金停止の届出があり、それに基づき弊行が所定の手続きを行ったとき。
 - (4) 被仕向送金サービスによる依頼が弊行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - (5) 被仕向送金が外国為替関連法規に違反するとき。
4. 被仕向送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。
 - (1) 被仕向送金通貨と入金指定口座の通貨とが異なる場合には、入金日における弊行所定の外国為替相場を適用します。
 - (2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ弊行との間で為替予約を締結している場合において、入金依頼時に当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
5. 契約者は外国為替関連法規の各種法令において、当局宛てに書類等を提出する必要がある場合、弊行所定の期間内に、弊行宛に当該書類等を提出するものとします。
6. 依頼内容の取消・変更
 - (1) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の取消または変更は原則としてできないものとします。ただし、入金指定日の前営業日弊行所定の時限までに、弊行所定の方法により弊行に取消または変更の依頼があり、弊行がやむをえないものと認めた場合には、弊行単独の裁量により、取消または変更を承諾することもあります。その場合には、弊行は契約者から弊行所定の依頼書の提出を受け、弊行所定の手数料等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。
7. 契約者は外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、弊行所定の期間内に、弊行宛に当該書類等を提出するものとします。

第 14 条 為替予約サービス

1. 為替予約サービスは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、先物外国為替取引の申込みを受付するサービスです。契約者は、為替予約サービスを利用するにあたり、弊社との間で「銀行取引約定書」および「先物外国為替取引約定書」を締結し、必要に応じて保証約定書、その他各種約定書等を締結するものとします。
2. 本サービスは、本規定第 8 条第 2 項による取引依頼により依頼内容が確定し、弊社が弊社所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
3. 取扱通貨は、日本円を対価とする弊社所定の外国通貨とします。
4. 為替予約の申込みは、取引内容・相場等を自己の責任において確認の上、画面上のボタンをクリックするなど弊社が指定する方法で契約締結の意思表示を行うものとします。
5. 契約者の意思表示が、各取引で必要な所定の時間内に弊社システムサーバーに到達し、弊社にて為替予約取引締結に係る処理がすべて完了した時点で取引が成立するものとします。
6. リーブオーダー
 - (1) リーブオーダーとは、弊社所定の期限内に、契約者の希望する約定条件が満たされた時点で為替予約取引が成立することを約して行う為替予約取引の依頼方法です。
 - (2) リーブオーダーの依頼データは、本規定第 8 条第 2 項により確定した依頼内容に基づき、弊社所定の手続きが完了した時点で受付されるものとします。
 - (3) リーブオーダー受付後、弊社所定の期限内に、契約者の希望する約定条件が満たされ、かつ弊社にて為替予約取引締結に関わる処理がすべて完了した時点で取引が成立するものとします。リーブオーダー受付後、取引成立前であればリーブオーダーの撤回は可能ですが、いったん取引が成立した場合は、リーブオーダーの撤回はできません。
7. 為替予約取引内容の確認(コンファーム)

契約者は成立した為替予約取引(リーブオーダーにより成立した為替予約取引を含む)について、使用端末機にて、取引内容を確認するものとします。
8. 次の各号に該当する場合、為替予約サービスのお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は弊社から契約者へのお取扱いができない旨の連絡、およびお取扱いきれない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 弊社所定の手続きの結果、与信判断等弊社独自の判断によりお取引を行わないと決定したとき。
 - (2) 契約者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき弊社が所定の手続

きを行ったとき。

- (3) 為替予約サービスによる依頼が弊行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。

9. 依頼内容の取消・変更

- (1) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の取消または変更は原則としてできないものとします。ただし、弊行所定の方法により弊行に取消または変更の依頼があり、弊行がやむをえないものと認めた場合には、弊行単独の裁量により、取消または変更を承諾することもあります。その場合には、弊行は契約者から弊行所定の依頼書の提出を受け、弊行所定の手数料等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。

第 15 条 手数料等

1. サービス利用料金

- (1) 本サービスのご利用にあたり、弊行は所定のサービス利用料金(消費税相当額を含みます。以下同じ。)として、月間基本料をいただきます。
- (2) 月間基本料は、通帳・払戻請求書等の提出なしに申込書類記載の代表口座から毎月弊行所定の日に前月分を自動的に引落します。なお、初回の引落しはサービス開始月の翌月分からとします。
- (3) 弊行は本サービスの月間基本料以外の諸手数料にかかる領収書等の発行は行いません。
- (4) 本規定第 27 条に基づき本サービスが月の途中で解約された場合でも、解約手続きが完了する日に属する月の月間基本料は全額いただきます。

2. 仕向送金手数料

- (1) 本サービスにより仕向送金を取組む場合は、本条第 1 項のサービス利用料金とは別に、弊行所定の仕向送金に関する手数料(以下「仕向送金手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 仕向送金手数料は、送金依頼の都度、または毎月弊行所定の日に、当該送金の送金支払指定口座、または代表口座等所定の口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引落します。
- (3) 仕向送金の組戻しを行った場合、弊行所定の組戻手数料をいただきます。

3. 輸入信用状開設・条件変更手数料

- (1) 本サービスにより信用状開設、条件変更等を取り組む場合は、前 1 項のサービス利用料金とは別に、弊行所定の信用状発行、条件変更手数料(以下「信用状手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 信用状手数料は、信用状開設、条件変更の都度、または毎月弊行所定の日に、代表口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引落します。

4. 被仕向送金手数料

- (1) 本サービスにより被仕向送金の入金を行う場合は、前 1 項のサービス利用料金とは別に、弊行所定の被仕向送金に関する手数料(以下「被仕向送金手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 被仕向送金手数料は、入金依頼の都度、または毎月弊行所定の日に、被仕向送金金額から差引く方法、または代表口座等所定の口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引落します。

5. その他の費用

- (1) 依頼内容が確定した後、弊行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、依頼内容が不成立となった場合に発生した費用については契約者に負担いただきます。

第 16 条 取引内容の確認

1. 本サービスによる取引後は、速やかに通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合して取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨を弊行あてにご連絡ください。
2. 弊行は本サービスによる取引内容を電磁的記録等により相当期間保存します。なお、本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には弊行が保存する電磁的記録の内容を正当なものとして取扱います。

第 17 条 届出事項の変更等

1. 契約者は預金口座についての印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号、その他届出事項に変更があった場合には、速やかに弊行所定の書面によりお届けください。ただし、本サービスのパスワード等弊行所定の事項の変更については、使用端末機からの依頼に基づきその届出を受け付けます。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、弊行は責任を負いません。また、届出事項の届出がなかったために、弊行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 18 条 免責事項

1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について弊行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 弊行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、使用端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
 - (3) 弊行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

2. 契約者は本サービスの利用に際し、公衆回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで弊行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
3. 弊行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワードや取引情報等が漏洩したことにより生じた損害については弊行は責任を負いません。
4. 使用端末機の本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます）および通信媒体が正常に稼動する環境については契約者の責任において確保してください。弊行は本契約に取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器、通信媒体等、およびプロバイダの設備が正常に稼動しないために取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について弊行は責任を負いません。
5. 弊行が申込書等に使用された印章と届出の印章との相応の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いを行った場合に、これらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた損害について弊行は責任を負いません。
6. 契約者が誤操作、誤入力を行ったことにより生じた損害については弊行は責任を負いません。
7. 外国為替市場等に急激な変化が生じた時など、弊行がサービスの利用を停止する必要があると認めた場合、それにより生じた損害については弊行は責任を負いません。
8. 弊行がこの規定により取扱ったにもかかわらず、契約者がこの規定により取扱わなかったために生じた損害については、弊行は責任を負いません。
9. 弊行は契約者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。契約者の誤入力によって生じた損害について弊行は一切責任を負いません。管理者及び利用者が本サービスへ入力した場合には、契約者の意思に基づくものとみなします。また弊行が本サービスを休止・廃止したことにより生じた損害については、責任を負いません。
10. 弊行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについて契約者が一切の責任を負うものとし、弊行は責任を負いません。なお、弊行が責任を負うべき範囲は、弊行の責めに帰すべき事由による直接損害に限られ、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

第 19 条 海外からの利用

本サービスは、原則として日本国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外

からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第 20 条 通知手段

契約者は、弊行からの通知・確認・ご案内等の手段として弊行ホームページへの掲示が利用されることに同意します。

第 21 条 サービスの停止

1. 弊行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第 20 条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
2. ただし、本条第 1 項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、弊行は契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第 20 条の通知手段により後程お知らせします。
3. 契約者は、サービスの廃止により発生した損害を弊行が一切負わないことに同意するものとします。

第 22 条 サービスの廃止

1. 弊行は、廃止内容を第 20 条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. サービスの全部または一時廃止時には、本規定を変更する場合があります。
3. 契約者は、サービスの休止により発生した損害を弊行が一切負わないことに同意するものとします。

第 23 条 サービス内容の追加

1. 弊行は、第 1 条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。
2. 契約者が、弊行が追加した新サービスの利用を希望する場合、新サービスについて弊行が定める利用申込手続きを行うものとします。

第 24 条 規定の変更

弊行は本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、弊行ホームページに記載するなど、弊行所定の方法でお客さまに通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、弊行の任意の変更により損害が生じた場合であっても、弊行の責めに帰すべき事由があ

る場合を除き、弊行は責任を負いません。

第 25 条 業務委託の承諾

1. 弊行は、弊行が任意に定める第三者(以下「委任先」といいます。)に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委任先に開示できるものとし、契約者はこれに同意するものとします。
2. 弊行は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意することとします。

第 26 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、八十二長野「法人向インターネットバンキング」ネット EB 利用規定によるほか、弊行の各種預金規定(総合口座取引規定を含みます)、預金口座振替規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則先物外国為替取引約定書および慣例により取扱います。

第 27 条 解約等

1. 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者から弊行に対する契約通知は、弊行所定の書面により行うものとします。なお、契約の効力は弊行が解約通知受付後に、解約手続きを完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害について弊行は責任を負いません。
2. 契約者が次の各号の事由に一つでも生じた場合、弊行は本契約を解約できるものとします。なお、弊行が契約を解約する場合、契約者に対してその旨の通知を郵便等の手段により発送した時点で解約されたものとします。解約時まで処理が完了していない取引の依頼について弊行はその処理を行う義務を負いません。
 - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所(これに準ずる施設を含みます。)の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、弊行において契約者の所在が不明となったとき。
 - (4) 本項第 1 号および第 2 号の他、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (5) 契約者の預金その他の弊行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (6) 相続の開始があったとき。

- (7) 契約者が本サービスに関する手数料を支払わないとき。
 - (8) 1 年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - (9) 契約者が本規定に違反した場合等、弊行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - (10) 弊行から発送した郵便物が不着で返却されたとき。
3. 代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

第 28 条 譲渡・質入れ等の禁止

弊行の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利の譲渡・質入れ・貸与をすることはできません。

第 29 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して 1 年間とし、契約者または弊行から特段の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 30 条 準拠法と合意管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、弊行本支店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上